

諮問番号：諮問第 25 号

答申番号：答申第 25 号

## 答申書

### 第 1 審査会の結論

福岡市長（以下「処分庁」という。）が審査請求人に対して行った児童手当法（昭和 46 年法律第 73 号。以下「法」という。）附則第 2 条第 3 項により準用する法第 7 条第 1 項の規定（なお、以下法附則第 2 条第 3 項により準用する法本則の各規定を示す場合においては、「法附則第 2 条第 3 項により準用する」は省略し、法本則の各規定のみを示す。）に基づく児童手当・特例給付認定処分（以下「本件処分」という。）に係る審査請求（以下「本件審査請求」という。）は棄却されるべきであるとする審査庁の判断は、妥当である。

### 第 2 審査関係人の主張の要旨

#### 1 審査請求人の主張の要旨

平成 28 年 5 月分から同年 12 月分までの児童手当の特例給付（以下「児童手当」という。）の給付を求める。平成 28 年 4 月に審査請求人が市外に転出したことに伴い、児童手当の受給対象である子を養育しているにもかかわらず、同年 5 月分から同年 12 月分までの児童手当が支給されないこととなった。平成 28 年 4 月の転出時、処分庁から児童手当に係る手続について一切説明されなかった。後日送付されたという児童手当・特例給付支給事由消滅通知書（以下「通知書」という。）も受け取っていない。

上記理由により、児童手当の円滑な申請ができず、児童手当が受給できなかったことに対して到底納得できない。

#### 2 審査庁の主張の要旨

本件処分は、法令の規定に沿って適正に行われたものであるので、本件審査請求は棄却されるべきである。

### 第 3 審理員意見書の要旨

本件審査請求の争点は、申請日の属する月の翌月から児童手当を支給するとした本件

処分、違法又は不当な点はないかということにあることから、以下判断する。

児童手当は、法第4条第1項第1号により、支給要件に該当する児童を監護し、かつ、これと生計を同じくするその父又は母で日本国内に住所を有するものに支給するとされ、法第7条第1項では、児童手当の支給を受けようとするときは、住所地の市町村長から認定を受けなければならないとされている。

そして、認定請求は、児童手当法施行規則（昭和46年厚生省令第33号。以下「施行規則」という。）第1条の4第1項の規定により、請求書を市町村長に提出することによって行われなければならないとされており、法第8条第2項において、児童手当の支給は、認定請求された日の属する月の翌月から開始するとされている。

本件において、審査請求人は、平成28年12月28日付けで処分庁に対し児童手当の認定請求を行い、この申請に対し、処分庁は平成29年1月25日付けで、児童手当の支給開始年月を平成29年1月とする本件処分を行っている。このことは、法令の規定に沿った決定である。

審査請求人は、審査請求人が市外に転出した後の平成28年5月分から同年12月分までの児童手当が支給されなかったことを不服としているが、施行規則第8条では、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第24条に基づく転出届があったときで、当該転出届に児童手当の支給を受けている者である旨記載されているときは、施行規則第7条第1項の規定による届出（受給事由消滅の届出）があったものとみなすと規定されていることから、処分庁が、平成28年4月6日の審査請求人の転出届により、同年5月以降の児童手当の受給事由が消滅したと判断したことに誤りは認められない。

また、本件の場合、法令の規定上、処分庁において、支給開始月を審査請求人が認定請求をした日の属する月の翌月よりも前に遡及して認定することはできない。

児童手当の額についても、法の規定により適正に算定されている。

なお、審査請求人は、処分庁が適切な説明を行っていないこと、通知書が届いていないことから、児童手当の認定請求ができなかった旨主張をしているところ、処分庁は、審査請求人宅に送付した通知書が受取人不在等で返送されなかったこと、転出者にはチラシを手交して児童手当の手続が必要になることを案内している旨主張している。転出届提出時に、処分庁からどのような案内がなされたかは不明ではあるが、処分庁に対し当該案内を行う努力は求めることはできるとしても、法律上の義務があるとまでは認められず、案内の有無及び程度が、本件処分の違法性又は不当性の判断に影響を与えるということとはできない。

そのほか、本件処分に影響を与える事情もないので、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

以上のとおり、本件審査請求は理由がないので、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）第 45 条第 2 項の規定により、棄却されるべきである。

#### 第 4 調査審議の経過

平成 29 年 6 月 9 日付けで審査庁である福岡県知事から行政不服審査法第 43 条第 1 項の規定に基づく諮問を受け、同年 7 月 18 日及び 8 月 1 日の審査会において、調査審議した。

#### 第 5 審査会の判断の理由

本件審査請求については、審査請求書中、「審査請求人に係る処分」欄には「福岡市が平成 29 年 1 月 25 日付の児童手当・特例給付認定支払通知書をもって審査請求人に通知した児童手当法による児童手当・特例給付処分」と、「審査請求の趣旨」欄には「平成 28 年 5 月から平成 28 年 12 月までの未支給分について給付を求める」と記載されており、審理員は、本件審査請求の争点を、「申請日の属する月の翌月から児童手当を支給するとした本件処分に、違法又は不当な点はないかということ」としている。

法第 8 条第 2 項は、「児童手当の支給は、前条の認定の請求をした日の属する月の翌月から始め、児童手当を支給すべき事由が消滅した日の属する月で終わる」と規定している。

審査請求人の児童手当に係る認定申請は平成 28 年 12 月 28 日付けでなされており、児童手当の支給開始を翌月の平成 29 年 1 月とし、児童手当額を月額 25,000 円とする認定処分が、同月 25 日付けで行われている。

この認定処分については、児童手当の支給開始時期を含め、違法又は不当な点はないと認められる。したがって、本件審査請求は棄却されるべきものとする審理員及び審査庁の意見は妥当である。

他方、審査請求人は、審査請求書中「審査請求の趣旨」欄には「平成 28 年 5 月から同年 12 月までの未支給分について給付を求める」と記載し、この期間中児童手当が支給されなかったことを不服としている。

審査請求人は、平成 28 年 4 月 6 日に市外に転出し、その際、施行規則第 7 条の規定に基づく受給事由消滅の届出を行わなかったが、処分庁は、施行規則第 8 条に基づき、

転出届をもって当該届出があったものとみなして、支給事由消滅処分（以下「本件支給事由消滅処分」という。）を行い、同年6月22日付けで通知書を発行した。

仮に、審査請求人の審査請求が、本件支給事由消滅処分を取り消し、同処分により支給されないこととなった期間の児童手当の支給を求めるものであると善解しても、以下のとおり、その請求は却下されるべきものである。

行政不服審査法第18条第1項本文は、処分についての審査請求は、処分があったことを知った日の翌日から起算して3月を経過したときは、することができないと規定する。

通知書は、平成28年6月22日付けで審査請求人に送付されており、審査請求人は、通知書が届いていない旨主張するが、通知書が返送された事情があることはいかなることもできないから、遅くとも同日から数日のうちにそれは審査請求人に到達したものと考えられる。そうすると、審査請求人は、他に特段の事情がない限り、通知書が到達した時点で支給事由消滅処分を知ったものというべきであり、審査請求人が本件審査請求を行った平成29年2月20日時点で、審査請求人が本件支給事由消滅処分を知った日から既に3月以上が経過していることになる。

行政不服審査法第18条第1項ただし書は「正当な理由があるときは、この限りでない」と規定するが、通知書が返送されたような事情はいかなることもできないから、ただし書にいう正当な理由があるということとはできない。

したがって、審査請求人の請求を上述のように善解しても、その請求は却下されるべきである。

なお、付言すると、処分庁においては、転出に伴う児童手当の支給事由消滅処分に関して、今後、同様の事案が生じないように、通知書の発送時や対象者の転出時等に必要な情報を提供するなど、より一層の工夫をすることが望ましい。

福岡県行政不服審査会 第1部会

委員 岡本 博志

委員 倉員 央幸

委員 塩田 裕美子